

【図1】いじめの防止等の対策のための組織

1 学校がつくる組織

設置形態 各学校に設置

設置根拠 (法第22条)

『いじめ不登校対策委員会』
(略称：対策委員会)

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

構成員 当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者

2 町がつくる組織

設置形態 いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るために設置

設置根拠 (法第14条第1項)

『いじめ問題対策連絡協議会』
(略称：対策連絡協議会)

地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

構成員 学校、教育委員会、富田林子ども家庭センター、富田林法務局、富田林警察署、町部局、その他関係者

3 教育委員会がつくる組織

設置形態 教育委員会の附属機関(調査組織)として設置

設置根拠 (法第14条第3項)

附属機関(調査組織)
『いじめ問題対応委員会』
(略称：対応委員会)

教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

構成員 学識経験者、心理、福祉等に関する専門家等

4 町長がつくる組織

設置形態 町長の附属機関(再調査組織)として設置

設置根拠 (法第30条第2項)

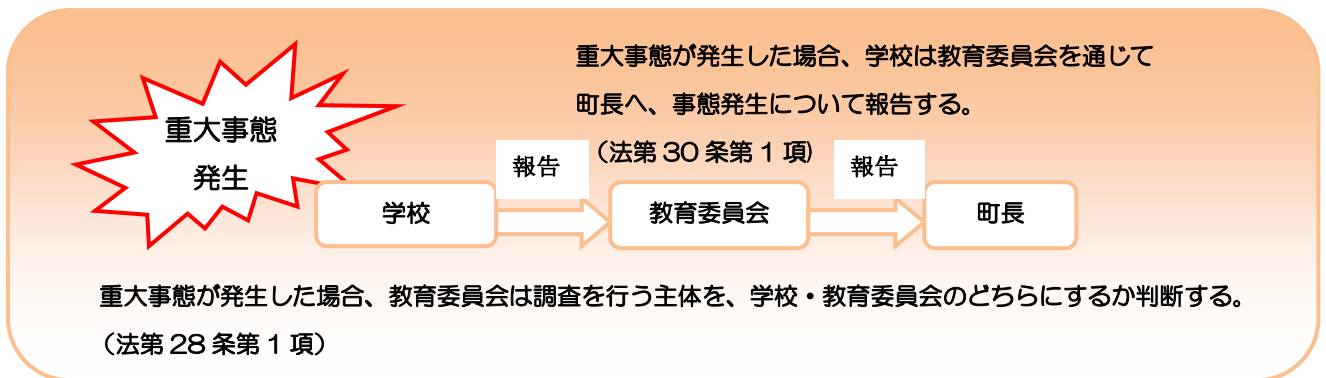
附属機関(再調査組織)
『いじめ問題再調査委員会』
(略称：再調査委員会)

報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

構成員 学識経験者、心理や福祉等に関する専門家等

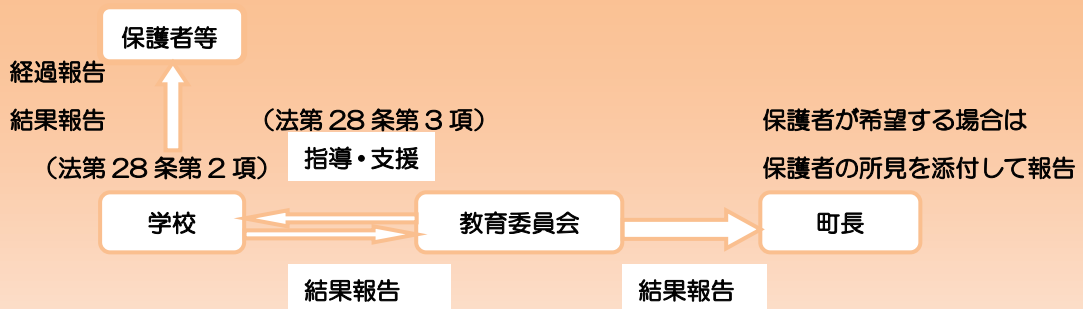
【図2】重大事態への対処の流れ

1 重大事態発生時の報告

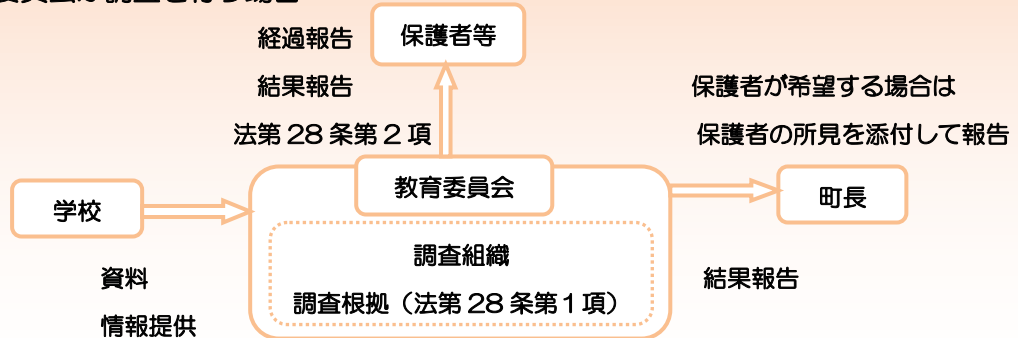


2 調査の実施

① 学校が調査を行う場合



② 教育委員会が調査を行う場合



3 再調査の実施

